

青森県報

第二千五百六十号

平成十七年
十一月二十八日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則をここに公布する。
平成十七年十一月二十八日

青森県規則第百五号

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則

目 次

規 則

国民健康保険の県調整交付金の交付額の算定に関する規則 (高 齢 福 祉 保 険 課 一)

告 示

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定 (障 害 福 祉 課 四)

知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定 (同 四)

児童福祉法による居宅支援事業者の指定 (同 五)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 (政 民 生 活 課 五)

右 同 (同 五)

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (経 理 課 五)

右 同 (同 六)

右 同 (同 七)

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任 (西 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所 七)

右 同 (同 七)

道路の位置の指定 (八 戸 県 土 整 備 事 務 所 七)

規 則

第一条 この規則は、国民健康保険の県調整交付金の交付額に関する規則(平成十七年十月青森県条例第六十八号。以下「条例」という。)(第三条第二項及び第三項の規定に基づき、県普通調整交付金及び県特別調整交付金の交付額の算定に必要事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)(及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)において使用する用語の例による。

(県普通調整交付金の交付)

第三条 県普通調整交付金は、第五条の規定により算定した調整対象需要額(以下「調整対象需要額」という。)(が第六条の規定により算定した調整対象収入額(以下「調整対象収入額」という。)(を超え、かつ、次条第一項の規定により算定した額が千円以上である市町村に対して交付する。

(県普通調整交付金の額の算定)

第四条 県普通調整交付金の額は、次の式により算定した額とする。

$$\text{調整対象収入額} \times 9 \div 50 \times \text{調整率}$$

2 前項の調整率は、各市町村について調整対象需要額から調整対象収入額を控除して得た額に五十分の六を乗じて得た額の合計額を、条例第三条第四項に規定する額で除して得た数を勘案して、知事が別に定めるものとする。

(調整対象需要額の算定方法)

第五条 調整対象需要額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 イに掲げる額(給付費指数(当該市町村の一人当たり一般被保険者に係る給付

費を全市町村の一人当たり一般被保険者に係る給付費で除して得た数をいう。以下同じ。)が一・一七を超えるときは、その額から口に掲げる額を控除して得た額)

イ 前年度の十二月十一日から当該年度の十二月十日までの間の請求に係る一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額であつて当該年度の十二月三十一日現在において審査決定しているものの額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、当該期間の請求に係る一般被保険者に係る入院時食事療養費の支給(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。))第二十六条の五の規定によるものを除く。)に要した費用の額であつて当該年度の十二月三十一日現在において審査決定しているもの額、当該期間の請求に係る一般被保険者に係る特定療養費の支給(省令第二十六条の七第二項において準用する省令第二十六条の五の規定によるものを除く。)に要した費用の額であつて当該年度の十二月三十一日現在において審査決定しているもの額、当該期間の請求に係る一般被保険者に係る訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額であつて当該年度の十二月三十一日現在において審査決定しているもの額から当該審査決定しているものの額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額、前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における一般被保険者に係る入院時食事療養費の支給(省令第二十六条の五の規定によるものに限る。))に要した費用の額、当該期間における一般被保険者に係る特定療養費の支給(省令第二十六条の七第二項において準用する省令第二十六条の五の規定によるものに限る。))に要した費用の額、当該期間における一般被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給についての療養(食事療養を除く。))につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。以下同じ。))から当該算定した費用の額を当該療養を受けた者につき法第四十二条第一項第一号から第四号までの区分ごとに分割し、その分割した額に当該各号に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た額の合算額を控除した額に相当する額と当該食事療養に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額との合算額、当該期間において一般被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額並びに当該期間において一般被保険者に係る高額療養費の支給に要した費

用の額の合算額

口 全市町村の一人当たり一般被保険者に係る給付費に給付費指数から一・一七を控除して得た数を乗じて得た額に当該市町村の平均一般被保険者数(前年度の一月から当該年度の十二月までの各月の末日における一般被保険者数の合計数を十二で除して得た数をいう。以下同じ。))を乗じて得た額

二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において老人保健医療費拠出金の納付に要した費用の額から当該期間における退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額

三 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において保健事業に要した費用の額(その額が当該市町村の前年度の一月から当該年度の十二月までの各月の末日における被保険者数の合計数を十二で除して得た数に七百元を乗じて得た額を超えるときは、当該額)

四 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において介護納付金の納付に要した費用の額

2 前項第一号の当該市町村の一人当たり一般被保険者に係る給付費は、当該市町村の同号イに掲げる額を、当該市町村の平均一般被保険者数で除して得た額とし、同号の全市町村の一人当たり一般被保険者に係る給付費は、すべての市町村の同号イに掲げる額の合計額を、すべての市町村の平均一般被保険者数の合計数で除して得た額とする。

(調整対象収入額の算定方法)

第六条 調整対象収入額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 次の式により算定した額(一銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に、当該市町村の平均一般被保険者数を乗じて得た額

一人当たり一般被保険者平均所得課税額 × 課税市町村の課税課税総額 × 課税市町村の一人当たり一般被保険者数に係る基礎控除後の総所得金額等 × 一・一七

二 次の式により算定した額(一銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)に、当該市町村の平均一般被保険者数を乗じて得た額

一人当たり一般被保険者平均所得課税額 × 課税市町村の課税課税総額 × 課税市町村の一人当たり一般被保険者数に係る基礎控除後の総所得金額等 × 一・一七 × 一・一七

2 前項第一号の一人当たり一般被保険者平均所得課税額は、すべての市町村の一般被保険者に係る基礎課税総額(国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七第二項第一号に規定する基礎課税総額又は地方税法

(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百三条の第四第三項に規定する標準基礎課税総額をいう。()の合計額(以下「全市町村の一般被保険者に係る基礎賦課総額」という。)及び応益割合(同令第二十九条の七第五項第三号イ(1)に規定する応益割合又は同法第七百三条の第五第二項に規定する割合をいう。)を勘案して知事が定める額(以下「全市町村の一般被保険者に係る応益保険料総額」という。)を、すべての市町村の保険料賦課期日(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号。 以下「算定省令」という。)第五条第一項第一号ロに規定する保険料賦課期日をいう。 以下同じ。)における一般被保険者の総数(以下「全市町村の賦課期日現在一般被保険者総数」という。)で除して得た額とし、前項第二号の一人当たり一般被保険者県平均応能保険料額は、全市町村の一般被保険者に係る基礎賦課総額から全市町村の一般被保険者に係る応益保険料総額を控除して得た額(以下「全市町村の一般被保険者に係る応能保険料総額」という。)を、全市町村の賦課期日現在一般被保険者総数で除して得た額とする。

3 第一項第二号の当該市町村の一人当たり一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等は、当該市町村の一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。 以下同じ。)を、当該市町村の保険料賦課期日における一般被保険者数で除して得た額とし、第一項第二号の全市町村の一人当たり一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等は、すべての市町村の一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(以下「全市町村の一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額」という。)を、全市町村の賦課期日現在一般被保険者総数で除して得た額とする。

4 前項の場合における地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額又は山林所得金額の算定については、同法第三百十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

5 第三項の当該市町村の一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合においては、当該市町村の保険料賦課期日にその世帯に属する被保険者(被保険者である世帯主を含む。 以下この項において同じ。)の数に一人当たり一般被保険者県平均応益保険料額を乗じて得た額と、当該世帯のこの項の規定による控除をする前の保険料賦課期日にその世帯に属する一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等及び保険料賦課期日におけるその世帯に属する退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等世帯総額」とい

う。)に県平均応能保険料率を乗じて得た額との合計額が五十三万円を超える世帯があるときは、当該世帯ごとに次の式により算定した額から、当該額に退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等を基礎控除後の総所得金額等世帯総額で除して得た率(その率に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を乗じて得た額を控除した額を、控除するものとする。

$$\frac{\text{前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置をとった一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等世帯総額} \times \text{基礎控除率} - \text{退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等世帯総額} \times \text{退職被保険者等に係る基礎控除率}}{\text{前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置をとった一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等世帯総額} - \text{退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等世帯総額}}$$

6 前項の県平均応能保険料率は、全市町村の一般被保険者に係る応能保険料総額を、全市町村の一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等総額で除して得た率とする。

(県特別調整交付金の額)

第七条 県特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置をとった一般被保険者に係る保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。 以下同じ。)の額が、算定省令第六条第一号イ及びロに掲げる額の合算額の百分の一以上百分の三未満である場合にあつては、当該一般被保険者に係る保険料の減免額の十分の八以内の額

二 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額(退職被保険者等に係る額を除く。 以下この号において同じ。)並びに当該減免により加算された特定療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額(退職被保険者等に係る額を除く。 以下この号において同じ。)の合算額が、その額並びに当該期間に行われた療養の給付に係る一部負担金の額(退職被保険者等に係る額を除く。)、当該期間に行われた特定療養費又は特別療養費の支給についての療養(食事療養を除く。)につき算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。)からこれらの療養に要した費用につき特定療養費又は特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額(退職被保険者等に係る額を除く。)及び当該期間に行われた訪問看護療養費の支給についての療養につき算定した費用の額からその療養に要した費用につき訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額(退職被保険者等に係る額を除く。)の合算額の百分の一以上百分の三未満である場合にあつては、当該療養の給付に係

る一部負担金の減免額並びに当該減免により加算された特定療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額の合算額の十分の八以内の額

三 医療費の適正化に資する事業で知事が別に定めるものを実施している場合にあっては、知事が別に定める額

四 保険料の収納率の向上に資する事業で知事が別に定めるものを実施している場合にあっては、知事が別に定める額

五 健康づくりに資する事業で知事が別に定めるものを実施している場合にあっては、知事が別に定める額

六 その他特別の事情がある場合にあっては、知事が別に定める額

第八条 当該年度の四月二日以後において、市町村の区域の全部又は一部（以下「旧市町村の区域」という。）が他の市町村の区域となつた場合における当該他の市町村に対して交付する当該年度の県調整交付金の額については、旧市町村の区域と当該他の市町村のその他の区域とを区分し、その区域ごとに当該他の市町村を別個の市町村とみなして算定するものとする。

（端数計算）
第九条 県調整交付金の額、調整対象需要額又は調整対象収入額を算定する場合において、その算定した金額に五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円として計算するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成十七年度における県普通調整交付金については、第三条中「第五条の規定により算定した調整対象需要額（以下「調整対象需要額」という。）が第六条の規定により算定した調整対象収入額（以下「調整対象収入額」という。）を超え、かつ、次条第一項」とあるのは「次条第一項」と、第四条第一項中「次の式により算定した」とあるのは「次条の規定により算定した調整対象需要額（以下「調整対象需要額」という。）に百分の四を乗じて得た額に調整率を乗じて得た」と、同条第二項中「から調整対象収入額を控除して得た額に百分の六」とあるのは「に百分の四」とする。

告 示

青森県告示第八百九十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-------------|-------------------------|-------------|-------------|---------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 指定居宅支援事業者 | | 身体障害者居宅支援 | | 身体障害者居宅生活支援 | | 指 定 年 月 日 |
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 援の種別 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 を 行 う 事 業 所 | |
| 株式会社 ムスン | 東京都港区六本木六丁目一〇の ズ森タワー | 居宅介護 等事業 | 株式会社 ムスン | 十和田市大字相 坂字小林一四四 の一〇 | 田相坂ケア ムスン十和 センタ | 平成 一七・二・三 |

青森県告示第八百九十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-------------|-------------------------|-------------|-------------|---------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| 指定居宅支援事業者 | | 知的障害者居宅支援 | | 知的障害者居宅支援事業 | | 指 定 年 月 日 |
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 援の種別 | 名 称 | 所 在 地 | 事 業 を 行 う 事 業 所 | |
| 株式会社 ムスン | 東京都港区六本木六丁目一〇の ズ森タワー | 居宅介護 等事業 | 株式会社 ムスン | 十和田市大字相 坂字小林一四四 の一〇 | 田相坂ケア ムスン十和 センタ | 平成 一七・二・三 |

青森県告示第八百九十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|-----------|---------------------------|------------|---------------------|------------------|----------|-----------|
| 指定居宅支援事業者 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 児童居宅支援の種類 | 児童居宅生活支援事業を行う事業所 | 所在地 | 指 定 年 月 日 |
| 株式会社コムスン | 東京都港区六本木六丁目一〇の一六本木ヒルズ森タワー | 居宅介護等事業 | 株式会社コムスン十和田相坂ケアセンター | 十和田市大字相坂字小林一四四〇 | 平成二七・二・三 | |

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成十七年十一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八戸地域保全ネットワーク
- 三 代表者の氏名
山崎 栄治

四 主たる事務所の所在地

八戸市沼館二丁目二七の一五

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市及び周辺市町村の市民に対し、不便を感じる住宅、公共施設などについての相談、クレームを受け付け、これに対し修繕・改修等を通じた支援事業や建築の安全性審査を行い、地域社会の住環境の向上を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年十一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Blue Hip

三 代表者の氏名

石沢 正紀

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字早稲田三丁目四の一

五 定款に記載された目的

本会は、広く市民や組織・団体に対し、住環境・生活環境向上につながる提案・支援、又は自ら企画・運営することを人権尊重の観点から行い、もって健全なより良い社会の形成に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
- 1 連結型展示ケース 十五台
 - 2 独立型展示ケース 一式
- 二 調達方法
購入
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局経理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十七年九月二十九日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
- 1 株式会社 アクタス
東京都新宿区新宿二丁目一九の一
 - 2 青森精機株式会社
青森市問屋町二丁目二の二三
- 七 契約金額
- 1 一億千二十五万円
 - 2 六千五百六十二万五千円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十七年八月十二日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
- 除雪トラック（七トン級、全輪駆動） 二台（うち、一台は散水機能付き）
- 二 調達方法
交換
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局経理課
青森市長島一丁目の一
- 四 契約の方法
一般競争入札
- 五 契約の相手方を決定した日
平成十七年九月二十九日
- 六 契約の相手方の名称及び住所
- 東北日産ディーゼル株式会社
宮城県仙台市宮城野区扇町二丁目八の四一
- 七 契約金額
- 三千四百九十四万四千円
- 八 契約の相手方を決定した手続
物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、交換差金に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成十七年九月十六日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

液体シンチレーション計数装置 二式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県出納局経理課

青森市長島一丁目の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成十七年十月十二日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社 千代田テクノル

東京都文京区湯島一丁目七の二二

七 契約金額

四千七百三十五万五千円

八 契約の相手方を決定した手続

物品等に要求される性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十七年八月二十六日

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十八日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の 年月日 |
|-------------------|--------|-------------|------------|
| 理事 | 成田佐太郎 | つがる市富港町敷分一五 | 平成二七・一〇・三 |

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、屏風山土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年十一月二十八日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の 年月日 |
|-------------------|--------|-------------|------------|
| 理事 | 成田佐太郎 | つがる市富港町敷分一五 | 平成二七・一〇・三 |

八戸県土整備事務所告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、

次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、八戸県土整備事務所及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十一月二十八日

八戸県土整備事務所長 神 豊 勝

| | | | | | | |
|--------------------------|-----|-----------|-----|----------|-----|---------------|
| 三戸郡三戸町大字川守田 字関根川原六五の一 | 位 置 | 八三・五〇メートル | 延 長 | 六・〇〇メートル | 幅 員 | 指 定 年 月 日 |
| | | | | | | 平成 一七・一・一五 |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭